

NECコーポレート・ガバナンス・ガイドライン

2016年6月1日
日本電気株式会社

第1章 総則

第1条 (目的)

本ガイドラインは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を定め、すべてのステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的とします。なお、当社は、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現のため、本ガイドラインの有効性を継続的に検証し、必要に応じ改正を行うものとします。

第2条 (企業理念および経営戦略)

当社グループは、「NECはC&Cをとおして、世界の人々が相互に理解を深め、人間性を十分に発揮する豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念の下、C&C、すなわちコンピュータ(Computers: 情報技術)とコミュニケーション(Communications: 通信技術)の融合を通じて情報社会の発展に貢献し、グローバル企業として成長することを目指しています。

また、当社グループは、「中期経営計画」をはじめとする中長期的な経営戦略の実践をとおして、社会価値創造型企業への変革とグローバルで戦える成長基盤の確立により事業の拡大をはかるとともに、収益性の向上を目指しています。

第3条 (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、社会価値の継続的な創出と企業価値の最大化をはかるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、以下を基本方針としてその実現に努めます。

- ① 経営の透明性と健全性の確保
- ② スピードある意思決定と事業遂行の実現
- ③ アカウンタビリティ(説明責任)の明確化
- ④ 迅速かつ適切で公平な情報開示

第2章 コーポレート・ガバナンス体制

第4条 (概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

- ① 監査役設置会社形態を採用しています。
- ② 迅速な意思決定に基づく事業遂行の実現および業務執行と監督の分離をはかるため、執行

役員制度を導入し、取締役会から執行役員に対して業務執行に関する大幅な権限移譲を行っています。

- ③ 取締役および監査役の人事ならびに取締役および執行役員の報酬等の透明性の向上のため、指名・報酬委員会を設置しています。

第5条（取締役会）

（1）取締役会の構成・役割

取締役会は、社外取締役5名を含む11名で構成され、広範な知見を得る観点から、取締役の職務経歴、専門分野および性別等の多様性を考慮した構成としています。なお、社外取締役は、取締役会全体において、独立性の確保が期待できる構成とし、その独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準および当社が定める別紙「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しています。

また、取締役会は、経営の基本方針の決定をはじめとする会社の業務執行に関する重要な意思決定を行うとともに、業務執行全般を監督する責務を果たしています。

（2）取締役の任期・選任

当社は、事業年度ごとの経営責任の明確化をはかるため、取締役の任期を1年とし、取締役の選任にあたっては、法律上の適格性を満たしていることに加え、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、当社グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できることを考慮しています。さらに、社外取締役については、上記に加え、会社経営等の経験や専門分野における深い見識を有していることを考慮しています。

（3）取締役会の運営

取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。定時取締役会については、取締役および監査役と調整のうえ、年間の取締役会スケジュールを事前に決定するとともに、チーフオフィサーやビジネスユニット長等による報告、討議を含めた年間の付議計画を立てたうえで運営しています。

（4）取締役会の審議の充実化

当社は、取締役会の審議をさらに活性化するために、以下に定める事項を実施し、継続的に見直しをはかっています。

- ① 原則として取締役会開催日3営業日前に、取締役会付議案件の関係資料を取締役および監査役に事前配付しています。
- ② 特に重要な取締役会付議案件等、案件の内容に応じて、社外取締役および社外監査役に対し、事前説明を実施しています。
- ③ 審議時間は、付議内容に応じて十分な時間を確保しています。

- ④ 社外取締役を中心とした経営討議会を開催し、社外取締役間での情報交換および認識共有を行っています。
- ⑤ 社外取締役と監査役との間で意見交換を行う会合等を設け、両者の連携を強化しています。

(5) 実効性評価

当社は、取締役会の機能向上のため、取締役会において毎年1回、取締役会の実効性につき評価・検証を行い、その結果の概要を開示しています。

第6条（指名・報酬委員会）

(1) 指名・報酬委員会の構成・役割

指名・報酬委員会は、社外取締役3名を含む5名の委員で構成され、委員長は社外取締役から選任することとしています。指名・報酬委員会は、①取締役、代表取締役および監査役ならびに会長および執行役員社長の人事、ならびに②取締役、代表取締役および執行役員の報酬体系・報酬水準について会社の業績等の評価を踏まえ、客観的視点から審議を行い、その結果を取締役に報告しています。

(2) 社長後継者計画の監督

指名・報酬委員会は、会長および執行役員社長の人事について審議を行い、後継者計画につき適切に監督を行っています。

(3) 役員報酬に関する基本方針

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能するグローバル企業としてふさわしい水準・体系とすることを基本方針としています。

第7条（事業執行における重要会議体）

(1) 経営会議

経営会議は、執行役員約20名で構成され、経営方針や経営戦略など当社グループの経営に関する重要事項の審議を行っています。特に重要な案件については、経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保をはかっています。

(2) 事業執行会議

事業執行会議は、執行役員、事業部長等から構成され、取締役会で定めた予算の進捗状況など当社グループの事業遂行状況に関する報告、審議を行い、経営情報の共有と業務執行の効率化をはかっています。

第8条（監査役会）

（1）監査役会の構成・役割

監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成され、監査機能を強化する観点から、財務および会計に関する相当程度の知見、法律の実務家としての経験など監査に必要な知識や経験を有することを考慮した構成としています。なお、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保することとしています。その独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準および当社が定める別紙「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しています。

監査役会は、適法性監査に加え、一定レベルの妥当性監査（内部統制監査を含む。）を実施し、監査結果を踏まえ、執行役員社長等に対し提言を行っています。また、監査役会は、取締役会において監査計画および監査結果の報告を定期的に行っています。

（2）監査役の任期・選任

当社は、監査役の任期を4年とし、監査役の選任にあたっては、法律上の適格性を満たしていることに加え、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、当社グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できることを考慮しています。さらに、社外監査役については、上記に加え、専門分野における深い見識を有していることを考慮しています。

（3）監査役会の運営

監査役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針、基準、年間監査計画等を決定するとともに、各監査役の監査状況等の報告を受けています。また、定時監査役会については、監査役と調整のうえ、年間の監査役会スケジュールを事前に決定しています。

（4）会計監査人および内部監査部門との関係

監査役は、内部監査部門から定期的に（必要があるときには随時）監査結果の報告を受け、意見交換を行っています。

また、監査役は、会計監査人から監査の実施状況や監査計画など会計監査および金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、会計監査人とも相互連携をはかっています。

なお、当社では、会計監査人と監査役および内部監査部門との間で、少なくとも四半期に一度、定期的な打ち合わせの機会を設けています。

第9条（内部者通報制度）

当社は、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を整備し、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止を定め、内部監査部門が運用しています。内部監査部門は、「コンプライアンス・ホットライン」の整備・運用状況（当社

子会社における内部通報制度の運用状況も含む。) について、取締役会および監査役に対して定期的に報告を行っています。

第 10 条 (役員支援体制)

(1) 役員支援体制

当社は、取締役および監査役の支援体制を整備しており、取締役および監査役は、必要な情報を適時に入手しています。特に、社外取締役においては総務部秘書グループと取締役会事務局(法務部)、社外監査役においては監査役室が連絡・調整等にあたり、必要情報を適時に提供できる体制を整備しています。

(2) トレーニング等

当社は、取締役および監査役に対し、役員として求められる役割と責務(法的責任を含む。)に関する研修を定期的実施しています。また、社外取締役および社外監査役に当社グループについての理解を深めてもらうために、経営討議会、予算説明会、当社および当社子会社の事業場や展示会の見学等を実施しています。

第 3 章 ステークホルダーとの関係

第 11 条 (株主との関係)

(1) 株主総会

当社は、最高意思決定機関である株主総会において、株主が適切に議決権を行使することができるよう、以下のとおり体制を整備しています。

- ① 集中日を回避する等、総会開催日を含む総会関連日程を適切に設定しています。
- ② 定時株主総会の招集通知について、定時株主総会開催日約 3 週間前の発送に努め、招集通知発送日前の当社ホームページによる早期開示を実施しています。
- ③ 株主構成を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを用意し、また招集通知の英訳も行っています。
- ④ 適時開示、法定書類の提出、株主総会における質疑や IR (インベスター・リレーションズ) 活動を通じて、株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を開示または提供しています。
- ⑤ 株主総会の会社提案議案において相当数の反対票が投じられた場合、その議案の反対理由や原因の分析を実施し、それらの分析結果に基づき必要な対応を実施しています。

(2) 株主との建設的な対話を促進するための方針

株主構造の把握を含め、株主との面談は、経営企画本部 IR 室を中心に活動し、主要な株主には、執行役員社長や CFO (チーフフィナンシャルオフィサー) も面談を実施することとしています。

面談を行うにあたっては、「ディスクロージャー・ポリシー」（第4章参照）に従い、社内関係部門と連携しながら、インサイダー情報の管理徹底に努めています。

個別面談以外では、経営陣幹部は、経営説明会や四半期ごとの決算説明会をマスコミ、アナリストおよび機関投資家（株主を含む。）向けに開催するほか、各事業の責任者等は事業に関する説明会（施設見学会、研究成果説明会を含む。）を実施しています。IR活動をとおして把握した株主の意見などは、定期的に経営陣幹部にフィードバックし、取締役会でも報告しています。

(3) 資本政策および株主還元策の基本的な方針

当社は、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えており、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に考慮した株主還元を努めます。

(4) 政策保有株式に関する基本方針

当社は、経営戦略、取引先や事業提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、他社の株式を保有することがあります。

また、当社は、取締役会において、政策保有株式から得られるリターンの検証等の総合的な評価を行い、保有の合理性を確認しています。

議決権行使にあたっては、当社グループの利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行ったうえで、賛否を総合的に判断します。

(5) 関連当事者間の取引の防止

当社は、株主の利益を保護するため、取締役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨取締役会規則で定めており、取締役会は、法令および規則に従い、適切に監督しています。

第12条（株主以外のステークホルダーとの関係）

(1) 行動規範

当社は、当社グループの行動準則として、「NECグループ行動規範」を策定し、実践しています。また、当社は、「NECグループ行動規範」を具現化した社内規程を定め従業員に遵守させるとともに、内部統制の一環としてその運用状況を毎年モニタリングしています。また、当社の子会社についても、「NECグループ行動規範」を採択し、実践しています。

(2) サステナビリティを巡る課題

当社グループは、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題が、当社グループの持続可能な発展や企業価値向上に対する制約となるだけでなく、機会創出にもつながる重要な

要素として認識しています。取締役会は、当社グループが直面するこれらの課題につき情報共有をはかり、適切に対処しています。

(3) ダイバーシティ

当社グループは、社会からの要請に応じていくことに加え、中期経営計画に掲げるグローバルで戦える成長基盤の確立のためにも、各組織・部門で多様な人材が活躍し、多様な視点やアイデアが取り込まれる環境の醸成を、重要な経営戦略の一環と考えています。そのための施策として、グローバルな人材活用、女性の活躍促進、障がい者の雇用促進等に取り組んでいます。

第4章 情報開示

第13条 (基本方針)

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示により企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「ディスクロージャー・ポリシー」を定めています。当社は、経営内容、事業活動状況等の企業情報を、関係法令および東京証券取引所の上場規程等に従って開示しています。また、開示する企業情報の正確性を常に確保し、適時、適切かつ公平な方法により情報発信を行っています。

第14条 (情報開示体制)

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示の体制を確保するため、定期的に社内各部門および子会社に対し東京証券取引所への適時開示基準等の周知徹底を行うとともに、社内関係部門間および子会社との間の連絡体制を構築しています。

また、当社は、個人投資家向けへの情報開示として専用ホームページを開設し、年に数回、証券会社の支店で説明会を実施するほか、当社ホームページでの情報開示内容の充実（説明会等における和文および英文による資料、動画データ等の掲載、具体的かつ分かりやすい情報の掲載を含む。）、グローバルなIR活動の強化（海外の機関投資家訪問を含む。）などに努めています。

第5章 その他

第15条 (改正等)

本ガイドラインの制定・改廃（軽微な改正等を除く。）は、取締役会の決議によるものとします。

以 上

別紙 <社外役員の独立性判断基準>

当社は、社外役員が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

1. 現在または過去3年間のいずれかの時期において、2親等以内の親族が当社または当社子会社の事業部長以上であったこと
2. 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人が主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、①当社と取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの売上高の2%を超える場合の当該取引先、または②取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の2%を超える場合の当該取引先）の業務執行者、または2親等以内の親族が主要な取引先の業務執行者（ただし、当社における事業部長に相当するレベル以上）であったこと
3. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、本人または2親等以内の親族が当社から1,000万円以上の金銭（役員報酬を除く）を受領していたこと
4. 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社の監査法人に所属していたこと
5. 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社から多額の寄付を受けている団体（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社から1,000万円または当該団体の総収益の2%のいずれか高いほうの額を超える寄付を受けている場合の当該団体）の業務執行者であったこと